

2023年3月1日
関東東山病害虫研究会 事務局

関東東山病害虫研究会
正会員及び特別会員 各位

会則の変更について

現会則では、評議員が会長を推挙し、会長が評議員を指名することとなり、会長および評議員の選出関係が不明確である上、任期や解任規定等が整備されていませんでした。また、編集委員長、庶務幹事、会計幹事は評議員ではないため、評議員会での発言や議決に関与できず、会の運営を統括する役職（幹事長）も無かったため、円滑な運営を行う上で支障が生じていました。

このため、

- ① 評議員を総会において選出することにより、民主的な選出過程とする。
- ② 会長、副会長、編集委員長、幹事長（新設）、庶務幹事、会計幹事を評議員の互選で選出することとする。
- ③ 評議員・役員任期を規定する（1年・再任は可）
- ④ 評議員・役員の解任規定を設ける

また、会の運営に必要な総会が大会と同時のため、大会が開催されないと総会が開催されず、会則違反となる状態であったことから、

- ⑤ 総会と、大会の分離開催を可能とする。総会は必ず年1回、大会は原則年1回の開催とする。
- ⑥ 大会委員長を新設し、大会開催の責任者を明確化する

ように会則を変更することが2023年3月1日に行われた本会第70回総会において評議員会より提案されました。

第70回総会では、参加者数の制限もあったことから、会員の皆様に会則変更案を周知し、3月31日までの1か月間、ご意見を伺う期間を設けました。つきましては変更案をご確認いただき、ご意見のある方は、研究会事務局メールアドレス（kanto-tosan-ml@kttps.org）宛での電子メールでお知らせください。なお、ご意見をお寄せいただく際には、必ず件名に投稿者のお名前とご所属をご記載ください。

いただいたご意見は事務局で整理し、評議員会に返します。特段のご意見が無い場合は会則変更をご承認いただいたものと判断いたします。

以上、よろしくお願いたします。

関東東山病虫害研究会 会則改正案 改正箇所に下線

1. 評議員の選出を現行の会長による指名から、総会で会員による選出とする（改正第8条）。
2. 大会委員長および幹事長を新設（第9, 14, 16条）。
3. 会長、編集委員長、幹事長、幹事を評議員から選出することを規定（第10条）。
4. 評議員および役員の任期, 解任, 欠員補充の規定を新設（第11, 21, 22条）。
5. 大会と総会の分離開催を可能とする規定（第18, 19条）

改正案	現行
<p>第1条 本会は関東東山病虫害研究会という。</p> <p>第2条 本会は病虫害防除に関する知識の向上並びに普及を図り農業の発達に貢献することを目的とする。</p> <p>第3条 本会はその目的を達成するためつぎの事業を行う。</p> <p>(1)病虫害に関する<u>研究発表会</u>, 講演会などの開催</p> <p>(2)会報の発行</p> <p>(3)その他必要と認める事項</p> <p>第4条 本会は事務局を茨城県つくば市観音台 2-1-18 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 植物防疫研究部門内に置く。</p> <p>第5条 本会の会員は正会員, 特別会員, 賛助会員, 購読会員からなる。正会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人, 特別会員は本会の発展に多大の功績があった会員で会長の推薦を経て総会で承認された個人, 賛助会員は本会の趣旨に賛同し所定の賛助会費を納入する団体又は個人, 購読会員は会報購読のため入会した団体又は機関とする。</p> <p>第6条 会員は会報の配布を受ける。正会員及び特別会員は会報への投稿, 本会の行う<u>研究発表会</u>, 講演会などへの研究発表, 本会の運営に関する意見具申を行うことができる。</p> <p>第7条 特別会員を除く各種会員は会費を納入しなければならない。会費の年額は評議員会で審議し, 総会の<u>決議</u>によって定める。会費は前納するものとし, すでに納入した会費は返却しない。</p> <p>(評議員)</p> <p>第8条 本会は評議員を置く。評議員は会員から総会で選出する。</p> <p>(役員)</p>	<p>第1条 本会は関東東山病虫害研究会という。</p> <p>第2条 本会は病虫害防除に関する知識の向上並びに普及を図り農業の発達に貢献することを目的とする。</p> <p>第3条 本会はその目的を達成するためつぎの事業を行う。</p> <p>(1)病虫害に関する<u>研究会</u>, 講演会などの開催</p> <p>(2)会報の発行</p> <p>(3)その他必要と認める事項</p> <p>第4条 本会は事務局を茨城県つくば市観音台 2-1-18 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 植物防疫研究部門内に置く。</p> <p>第5条 本会の会員は正会員, 特別会員, 賛助会員, 購読会員からなる。正会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人, 特別会員は本会の発展に多大の功績があった会員で会長の推薦を経て総会で承認された個人, 賛助会員は本会の趣旨に賛同し所定の賛助会費を納入する団体又は個人, 購読会員は会報購読のため入会した団体又は機関とする。</p> <p>第6条 会員は会報の配布を受ける。正会員及び特別会員は会報への投稿, 本会の行う<u>研究会</u>, 講演会などへの研究発表, 本会の運営に関する意見<u>を申し述べる</u>ことができる。</p> <p>第7条 特別会員を除く各種会員は会費を納入しなければならない。会費の年額は評議員会で審議し, 総会の<u>議決</u>によって定める。会費は前納するものとし, すでに納入した会費は返却しない。</p>

第9条 本会は次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、大会委員長1名、編集委員長1名、編集委員若干名、幹事長1名、幹事若干名、会計監査2名。

(役員の選出)

第10条 会長、副会長、大会委員長、編集委員長、幹事長、幹事は評議員からの互選で選出する。

以上の役員は兼任を可とする。編集委員は会長および編集委員長の協議により指名委嘱する。会計監査は総会の承認を得る。

(評議員および役員の任期)

第11条 評議員および役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

(評議員会)

第12条 評議員は評議員会を組織して会務の円滑な運営につとめる。

(会長および副会長)

第13条 会長は本会を代表して会務を総括する。副会長は会長を補佐するとともに評議員会の議長をつとめる。

(大会委員長)

第14条 大会委員長は大会運営の責任者として円滑な開催につとめる。

(編集委員長および編集委員)

第15条 編集委員長は編集委員と共に編集委員会を組織し、会報の発行に当たる。

(幹事長および幹事)

第16条 幹事長および幹事は評議員会の決定に従って必要な会務を分担する。

(会計監査)

第17条 会計監査は本会の会計を監査する。

(大会)

第18条 大会は講演会および研究発表会からなり、原則として年1回開催する。

(総会)

第19条 総会は年1回開催する。総会で決議する事項は次のとおりである。

(1)会則の改正

第8条 本会は次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、編集委員長1名、評議員若干名、~~会計監査2名~~、幹事若干名、編集委員若干名とする。会長は評議員会で推挙し、副会長は評議員の互選により選出し、編集委員長、評議員、~~会計監査、幹事、編集委員は会長が指名委嘱して総会の承認を得る。~~役員の任期は特に定めな

い。

第10条 評議員は評議員会を組織して会長の諮問に応じると共に、~~常時会員との連絡を密にし、~~会務の円滑な運営につとめる。

第9条 会長は本会を代表して会務を総括する。副会長は会長を補佐すると共に評議員会の議長をつとめる。

第12条 編集委員長は編集委員と共に編集委員会を組織し、会報の発行に当たる。

第13条 幹事は会長の指示に従って必要な会務を分担する。

第11条 会計監査は本会の会計を監査する。

第14条 大会は年1回開催し、~~総会、講演会、研究発表会をもってこれにあてる。但し、会長が必要と認める場合は、臨時総会を開くことができる。~~

第15条 総会に付議する事項は次のとおりである。

(1)会則の変更

<p>(2) <u>評議員の選出</u></p> <p>(3) <u>会計監査の承認</u></p> <p>(4) <u>前年度の会計決算報告ならびに当年度予算および事業計画</u></p> <p>(5) <u>その他必要と認める事項</u></p> <p>(臨時総会)</p> <p><u>第 20 条 評議員会の決議により、臨時総会を開催することができる。</u></p> <p>(評議員および役員の解任)</p> <p><u>第 21 条 役員および評議員は、総会の決議によって解任することができる。</u></p> <p>(役員の補充)</p> <p><u>第 22 条 役員の退任により欠員が生じ、会の運営に支障をきたす恐れのある場合、会長は評議員会の推薦に基づき新たな役員を指名委嘱できる。新たな役員の任期は次の総会までとする。</u></p> <p>第 23 条 本会の運営に要する経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>第 24 条 本会の事業年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>(一部改正の施行)</u></p> <p><u>本会則の一部改正は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(施行時点の評議員および役員の任期)</u></p> <p><u>施行の時点の役員（会長、副会長、編集委員長、評議員、会計監査、幹事、編集委員）は、施行後に初めて開催される総会で新たに評議員・役員が選出されるまで、その任務を遂行する。</u></p> <p>(1991 年 2 月 8 日, 1995 年 1 月 25 日, 1999 年 1 月 14 日, 2016 年 4 月 1 日, 2023 年 5 月○日一部改正, 施行)</p>	<p>(2) <u>役員の改選</u></p> <p>(3) <u>前年度の会計決算報告並びに当年度予算及び事業計画</u></p> <p>(4) <u>その他必要と認める事項</u></p> <p>第 16 条 本会の運営に要する経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>第 17 条 本会の事業年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。</p> <p>(1991 年 2 月 8 日, 1995 年 1 月 25 日, 1999 年 1 月 14 日, 2016 年 4 月 1 日一部改正, 施行)</p>
--	--